

# 愛知県地域防災計画(地震・津波災害対策計画)

## 新旧対照表(案)



地震・津波災害対策計画

頁	現行 (平成 30 年 5 月修正)	修正原案 (令和元年 6 月修正予定)	備考												
	<b>第 1 編 総則</b>	<b>第 1 編 総則</b>													
	<b>第 2 章 本県の特質と災害要因</b>	<b>第 2 章 本県の特質と災害要因</b>													
	<b>第 3 節 社会的条件</b>	<b>第 3 節 社会的条件</b>													
6	(略) 以上の諸条件は、日本全体に共通する事項ではあるが、都市化が進んだ本県には、より深刻にあてはまることに加え、本県は、製造品出荷額等が平成 24 年で 36 年連続日本一となるほか、東西交通・物流の要衝であり、ひとたび災害が起きれば日本経済全体への影響は計りしれない。 (略)	(略) 以上の諸条件は、日本全体に共通する事項ではあるが、都市化が進んだ本県には、より深刻にあてはまることに加え、本県は、製造品出荷額等が平成 28 年で 40 年連続日本一となるほか、東西交通・物流の要衝であり、ひとたび災害が起きれば日本経済全体への影響は計りしれない。 (略)	数値の更新												
	<b>第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>	<b>第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>													
	<b>第 1 節 防災の基本理念</b>	<b>第 1 節 防災の基本理念</b>													
16	(略) 南海トラフ全域で、30 年以内にマグニチュード 8 以上の地震が起きる確率は 70%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。 (略)	(略) 南海トラフ全域で、30 年以内にマグニチュード 8 以上の地震が起きる確率は 70%~80%と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。 (略)	数値の更新												
	<b>第 5 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第 5 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>													
	<b>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>													
19	<b>3 指定地方行政機関</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td>(略) <u>(9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u> <u>(10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</u> <u>(11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	東海農政局	(略) <u>(9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u> <u>(10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</u> <u>(11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</u>	<b>3 指定地方行政機関</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td>(略) <u>(削除)</u> (9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。 <u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	東海農政局	(略) <u>(削除)</u> (9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。 <u>(削除)</u>	本省対応に変更されたことに伴う修正。
機関名	内容														
(略)	(略)														
東海農政局	(略) <u>(9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u> <u>(10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</u> <u>(11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</u>														
機関名	内容														
(略)	(略)														
東海農政局	(略) <u>(削除)</u> (9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。 <u>(削除)</u>														

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）		修正原案（令和元年 6 月修正予定）		備考
28		(12) <u>必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u>			表記の整理
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る <u>危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス</u> 施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。	中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、 <u>火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス</u> 等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。	
	東海総合通信局	(略) (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。	東海総合通信局	(略) (2) 災害時における電気通信 <u>及び放送</u> の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設、 <u>放送施設等</u> の被害状況の調査を行う。	表記の整理
	(略)		(略)		
	5 指定公共機関		5 指定公共機関		
	機関名	内容	機関名	内容	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	日本放送協会	(1) <u>警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況等の報告（部内）を行う。</u> (2) 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。 (3) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。 (4) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。 (5) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。 (7) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。	日本放送協会	<u>(削除)</u> (1) 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。 (2) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。 (3) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。 (4) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 (5) 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。 (6) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。	表記の整理

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考												
	<p><b>6 指定地方公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>愛知県道路公社、名古屋高速道路公社</td> <td>各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	<p><b>6 指定地方公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>愛知県道路公社※、名古屋高速道路公社</td> <td>各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。<u>※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以降同じ。）。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	愛知県道路公社※、名古屋高速道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 <u>※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以降同じ。）。</u>	業務内容の変更に伴う修正。
機関名	内容														
(略)	(略)														
愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。														
機関名	内容														
(略)	(略)														
愛知県道路公社※、名古屋高速道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 <u>※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以降同じ。）。</u>														
	<b>第2編 災害予防</b>	<b>第2編 災害予防</b>													
	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>													
	<b>第1節 防災協働社会の形成推進</b>	<b>第1節 防災協働社会の形成推進</b>													
33	<b>1 県（防災局、各<b>部</b>局）及び市町村における措置</b>	<b>1 県（防災<b>安全</b>局、各局）及び市町村における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正												
	<b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>	<b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>													
34	<p><b>1 県（防災局、関係<b>部</b>局）及び市町村における措置</b></p> <p>(1) 自主防災組織の推進 (略)</p> <p><b>2 県（防災局、関係<b>部</b>局）における措置</b></p>	<p><b>1 県（防災<b>安全</b>局、関係局）及び市町村における措置</b></p> <p>(1) 自主防災組織の推進 (略)</p> <p><b>2 県（防災<b>安全</b>局、関係局）における措置</b></p>	愛知県の組織再編に伴う修正												
	<b>第3節 企業防災の促進</b>	<b>第3節 企業防災の促進</b>													
37	<p><b>1 企業における措置</b></p> <p>(1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推</p>	<p><b>1 企業における措置</b></p> <p>(1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする具体的には、</u>各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、</u>予想</p>	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正												

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<p>進に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 県（産業労働部、防災局、建設部）、市町村及び商工団体等における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>◆附属資料第 6「港湾BCP（衣浦港・三河港）」</p>	<p>被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 県（経済産業局、防災安全局、建設局）、市町村及び商工団体等における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>◆附属資料第 6「港湾BCP（衣浦港・三河港）<u>・漁港BCP（一色漁港）</u>」</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>対策の追加</p>
	<p><b>第 2 章 建築物等の安全化</b></p>	<p><b>第 2 章 建築物等の安全化</b></p>	
	<p><b>第 1 節 建築物の耐震推進</b></p>	<p><b>第 1 節 建築物の耐震推進</b></p>	
39	<p><b>1 県（建設部）及び市町村における措置</b></p> <p>(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進</p> <p>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p> <p>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることにより、対象建築物の耐震性向上を推進していく。</p>	<p><b>1 県（建築局、関係局）及び市町村における措置</b></p> <p>(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進</p> <p>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p> <p>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けること<u>や、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで</u>、対象建築物の耐震性向上を図る。</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>第 3 次地震対策アクションプランの改訂に基づく修正</p>
	<p><b>第 2 節 交通関係施設等の整備</b></p>	<p><b>第 2 節 交通関係施設等の整備</b></p>	
43	<p><b>2 道路施設</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</p> <p>(4) 応急復旧作業のための事前措置</p>	<p><b>2 道路施設</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 重要物流道路の指定</u></p> <p><u>平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強</u></p>	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
		<p><u>化を実施する。</u></p> <p>(4) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</p> <p>(5) 応急復旧作業のための事前措置</p>	
	<b>第 3 節 ライフライン関係施設等の整備</b>	<b>第 3 節 ライフライン関係施設等の整備</b>	
49	<p><b>6 下水道</b></p> <p>下水道管理者（県（建設部）及び市町）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。</p>	<p><b>6 下水道</b></p> <p>下水道管理者（県（建設局）及び市町）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 4 節 文化財の保護</b>	<b>第 4 節 文化財の保護</b>	
54	<p><b>2 平常時からの対策</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>3 応急的な対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>4 災害時の対応</b></p> <p>(略)</p> <p><b>5 応急協力体制</b></p>	<p><b>2 平常時からの対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 重要文化財の耐震対策</b></p> <p><u>平成 30 年 8 月 9 日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。</u></p> <p>(1) <u>耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施</u></p> <p>(2) <u>対処方針の作成・提出</u></p> <p>(3) <u>耐震対策推進の周知徹底</u></p> <p>(4) <u>補助事業における耐震予備診断の必須</u></p> <p>(5) <u>耐震予備診断実施の徹底</u></p> <p>(6) <u>県の指導・助言</u></p> <p><b>4 応急的な対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>5 災害時の対応</b></p> <p>(略)</p> <p><b>6 応急協力体制</b></p>	対策の追加

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考																		
	<b>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</b>	<b>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</b>																			
55	1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置	1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																		
	<b>第3章 都市の防災性の向上</b>	<b>第3章 都市の防災性の向上</b>																			
	<b>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</b>	<b>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</b>																			
57	県（建設部）、市町村における措置	県（都市整備局）、市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																		
	<b>第2節 防災上重要な都市施設の整備</b>	<b>第2節 防災上重要な都市施設の整備</b>																			
57	県（建設部）、市町村における措置	県（都市整備局）、市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																		
	<b>第3節 建築物の不燃化の促進</b>	<b>第3節 建築物の不燃化の促進</b>																			
58	県（建設部）、市町村における措置	県（都市整備局、建築局）、市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																		
	<b>第4節 市街地の面的な整備・改善</b>	<b>第4節 市街地の面的な整備・改善</b>																			
58	県（建設部）、市町村、土地区画整理組合等における措置	県（都市整備局）、市町村、土地区画整理組合等における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																		
	<b>第4章 中山間地等における孤立対策</b>	<b>第4章 中山間地等における孤立対策</b>																			
	<b>第1節 孤立危険地域の把握</b>	<b>第1節 孤立危険地域の把握</b>																			
60	2 県（防災局）における措置	2 県（防災安全局）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																		
	<b>第2節 孤立への備え</b>	<b>第2節 孤立への備え</b>																			
61	2 県（防災局）における措置	2 県（防災安全局）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																		
	<b>第5章 液状化対策・土砂災害等の予防</b>	<b>第5章 液状化対策・土砂災害等の予防</b>																			
62	<b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 土砂災害の 防止</td> <td>県</td> <td>1(6)避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第4節 土砂災害の 防止	県	1(6)避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進	<b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 土砂災害の 防止</td> <td>県</td> <td>1(6)避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第4節 土砂災害の 防止	県	1(6)避難勧告・ <u>避難指示（緊急）</u> の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進	表記の整理
区分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第4節 土砂災害の 防止	県	1(6)避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進																			
区分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第4節 土砂災害の 防止	県	1(6)避難勧告・ <u>避難指示（緊急）</u> の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進																			



地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<b>第 1 節 土地利用の適正誘導</b>	<b>第 1 節 土地利用の適正誘導</b>	
62	県（関係部局）及び市町村における措置	県（関係局）及び市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 2 節 液状化対策の推進</b>	<b>第 2 節 液状化対策の推進</b>	
63	県（防災局、建設部）及び市町村における措置	県（防災安全局、建築局）及び市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 3 節 宅地造成の規制誘導</b>	<b>第 3 節 宅地造成の規制誘導</b>	
63	<p>県（建設部）及び市町村における措置</p> <p>（略）</p> <p>（4）宅地危険箇所の耐震化            県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、<u>滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において</u>、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>県（建築局）及び市町村における措置</p> <p>（略）</p> <p>（4）宅地危険箇所の耐震化            県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
	<b>第 4 節 土砂災害の防止</b>	<b>第 4 節 土砂災害の防止</b>	
64	<p>1 県（建設部、農林水産部）における措置</p> <p>（略）</p> <p>（6）避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進            的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難勧告の発令基準に土砂災害警戒情報の発表を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村を支援する。            このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>（1）土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p>	<p>1 県（建設局、農林基盤局）における措置</p> <p>（略）</p> <p>（6）避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進            的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の発令判断に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発表を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。            このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>（1）土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<p>ア 市町村防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険<u>箇所</u>等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市町村は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</p> <p>(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。</p> <p><u>また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</u></p>	<p>ア 市町村防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険<u>地区</u>等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市町村は、土砂災害警戒情報（<u>警戒レベル4相当情報「土砂災害」</u>）が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</p> <p>(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p><u>市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係部局と連携して支援するよう努める。</u></p> <p><u>なお、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>表記の整理</p>
	<p><b>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b></p>	<p><b>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b></p>	
67	<p><b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b></p> <p><b>1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 県（防災局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) 防災情報システムの整備</p> <p>県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難勧告情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関</p>	<p><b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b></p> <p><b>1 県（防災安全局、建設局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) 防災情報システムの整備</p> <p>県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難勧告情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<p>との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>1 1 災害廃棄物処理に係る事前対策</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県（環境部）は、(略)</p> <p>(3) 広域連携、民間連携の促進 中部地方環境事務所、県（環境部）及び市町村は、(略)</p>	<p>との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。</p> <p><u>さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを旨とし、市町村防災支援システムの運用を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><b>1 1 災害廃棄物処理に係る事前対策</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県（環境局）は、(略)</p> <p>(3) 広域連携、民間連携の促進 中部地方環境事務所、県（環境局）及び市町村は、(略)</p>	<p>対策の追加</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
	<b>第 7 章 避難行動の促進対策</b>	<b>第 7 章 避難行動の促進対策</b>	
75	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p>	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>
	<b>第 1 節 津波警報や避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備</b>	<b>第 1 節 津波警報や避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備</b>	
75	<b>1 県（防災局）における措置</b>	<b>1 県（防災安全局）における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</b>	<b>第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</b>	
77	<b>2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</b>	<b>2 県（建設局）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 4 節 避難誘導等に係る計画の策定</b>	<b>第 4 節 避難誘導等に係る計画の策定</b>	
78	<p><b>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 市町村の避難計画</p> <p>(略)</p> <p>エ 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p><b>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 市町村の避難計画</p> <p>(略)</p> <p>エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<b>第 5 節 避難に関する意識啓発</b>	<b>第 5 節 避難に関する意識啓発</b>	
78	<p>市町村及び県（防災局、関係部局）における措置 （略） （3）その他 （略） イ 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。また、設置にあたっては、<u>愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u></p>	<p>市町村及び県（防災安全局、関係局）における措置 （略） （3）その他 （略） イ 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、<u>愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、</u>日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>
	<b>第 8 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第 8 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
	<b>第 2 節 要配慮者支援対策</b>	<b>第 2 節 要配慮者支援対策</b>	
82	<p>県（健康福祉部、振興部、県民文化部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 （1）社会福祉施設等における対策 （略）</p>	<p>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 （1）社会福祉施設等における対策 （略） <u>※なお、市町村地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の施設に係る対策については、第 2 編第 1 0 章津波等予防対策参照のこと。</u></p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正等</p> <p>津波災害警戒区域指定に基づく修正</p>
	<b>第 3 節 帰宅困難者対策</b>	<b>第 3 節 帰宅困難者対策</b>	
83	<p>1 県（防災局）及び市町村における措置 （略） 3 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p>	<p>1 県（防災安全局）及び市町村における措置 （略） 3 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
	<b>第 9 章 火災予防・危険性物質の防災対策</b>	<b>第 9 章 火災予防・危険性物質の防災対策</b>	
	<b>第 1 節 火災予防対策に関する指導</b>	<b>第 1 節 火災予防対策に関する指導</b>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考																																
86	<p>2 県（防災局）における措置 （略）</p> <p>3 県（防災局）及び市町村における措置</p>	<p>2 県（防災<b>安全局</b>）における措置 （略）</p> <p>3 県（防災<b>安全局</b>）及び市町村における措置</p>	愛知県の組織再編に伴う修正																																
	<b>第3節 危険物施設防災計画</b>	<b>第3節 危険物施設防災計画</b>																																	
87	1 県（防災局）及び市町村における措置	1 県（防災 <b>安全局</b> ）及び市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																																
	<b>第5節 毒物劇物取扱施設防災計画</b>	<b>第5節 毒物劇物取扱施設防災計画</b>																																	
88	県（ <b>健康福祉部</b> ）及び市町村における措置	県（ <b>保健医療局</b> ）及び市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																																
	<b>第10章 津波等予防対策</b>	<b>第10章 津波等予防対策</b>																																	
89	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波対策に係る地域の指定等</td> <td>関係市町村</td> <td>1 津波危険地域の指定 <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2節 津波防災体制の充実</td> <td>県、関係市町村</td> <td>1 想定される津波等に対する計画の策定</td> </tr> <tr> <td>関係市町村</td> <td>2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定</td> </tr> <tr> <td>不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者</td> <td>3 津波避難計画の策定及び訓練の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(追加)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波対策に係る地域の指定等	関係市町村	1 津波危険地域の指定 <u>(追加)</u>	第2節 津波防災体制の充実	県、関係市町村	1 想定される津波等に対する計画の策定	関係市町村	2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定	不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者	3 津波避難計画の策定及び訓練の実施		<u>(追加)</u>		<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波対策に係る地域の指定等</td> <td><u>県</u>、関係市町村</td> <td>1 津波危険地域の指定 <u>2 津波災害警戒区域の指定</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2節 津波防災体制の充実</td> <td>県、関係市町村</td> <td>1 想定される津波等に対する計画の策定</td> </tr> <tr> <td>関係市町村</td> <td>2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定</td> </tr> <tr> <td>不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者</td> <td>3 津波避難計画の策定及び訓練の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>関係市町村、避難促進施設の所有者又は管理者</u></td> <td><u>4 津波災害警戒区域の指定に伴う印刷物（ハザードマップ等）の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波対策に係る地域の指定等	<u>県</u> 、関係市町村	1 津波危険地域の指定 <u>2 津波災害警戒区域の指定</u>	第2節 津波防災体制の充実	県、関係市町村	1 想定される津波等に対する計画の策定	関係市町村	2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定	不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者	3 津波避難計画の策定及び訓練の実施		<u>関係市町村、避難促進施設の所有者又は管理者</u>	<u>4 津波災害警戒区域の指定に伴う印刷物（ハザードマップ等）の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施</u>	津波災害警戒区域指定に基づく修正
区分	機関名	主な措置																																	
第1節 津波対策に係る地域の指定等	関係市町村	1 津波危険地域の指定 <u>(追加)</u>																																	
第2節 津波防災体制の充実	県、関係市町村	1 想定される津波等に対する計画の策定																																	
	関係市町村	2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定																																	
	不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者	3 津波避難計画の策定及び訓練の実施																																	
	<u>(追加)</u>																																		
区分	機関名	主な措置																																	
第1節 津波対策に係る地域の指定等	<u>県</u> 、関係市町村	1 津波危険地域の指定 <u>2 津波災害警戒区域の指定</u>																																	
第2節 津波防災体制の充実	県、関係市町村	1 想定される津波等に対する計画の策定																																	
	関係市町村	2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定																																	
	不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者	3 津波避難計画の策定及び訓練の実施																																	
	<u>関係市町村、避難促進施設の所有者又は管理者</u>	<u>4 津波災害警戒区域の指定に伴う印刷物（ハザードマップ等）の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施</u>																																	
	<b>第1節 津波対策に係る地域の指定等</b>	<b>第1節 津波対策に係る地域の指定等</b>																																	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
90	<p><b>1 津波危険地域の指定</b>            県（防災局）は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を公表している。（平成 26 年 5 月 30 日公表）            （略）</p> <p><b>2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定</b>            県（建設部）は、津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項に基づき、津波浸水想定を設定。（平成 26 年 11 月 26 日公表）</p>	<p><b>1 津波危険地域の指定</b>            県（防災<b>安全</b>局）は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を公表している。（平成 26 年 5 月 30 日公表）            （略）</p> <p><b>2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定</b>            県（建設<b>局</b>）は、津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項に基づき、津波浸水想定を設定<b>する</b>。（平成 26 年 11 月 26 日公表）  <u>また、同法第 53 条第 1 項及び第 2 項に基づき、次の 26 市町村について津波災害警戒区域を指定し、基準水位の公示を行う。（令和元年 5 月 30 日事前公表済）</u>  <u>名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町</u></p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>津波災害警戒区域指定に基づく修正</p>
	<b>第 2 節 津波防災体制の充実</b>	<b>2 節 津波防災体制の充実</b>	
90	<p><b>1 県（防災局、関係<b>部</b>局）及び関係市町村における措置</b>            （略）</p> <p><b>3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置</b>            （略）</p>	<p><b>1 県（防災<b>安全</b>局、関係局）及び関係市町村における措置</b>            （略）</p> <p><b>3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置</b>            （略）</p> <p><b>4 津波災害警戒区域の指定に係る事項</b>  <u>(1) 津波災害警戒区域の指定があった市町村は次の事項を市町村地域防災計画に定めるものとする。またこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。</u>  <u>ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。</u>  <u>イ 津波災害警戒区域内に地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下</u></p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>津波災害警戒区域指定に基づく修正</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
		<p><u>「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。</u></p> <p><u>(2) 市町村地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、市町村長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を市町村長に報告する。</u></p>	
	<b>第 3 節 津波防災知識の普及</b>	<b>第 3 節 津波防災知識の普及</b>	
91	<b>1 県（防災局、関係部局）及び関係市町村における措置</b>	<b>1 県（防災安全局、関係局）及び関係市町村における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 4 節 津波等防災事業の推進</b>	<b>第 4 節 津波等防災事業の推進</b>	
92	<b>1 県（防災局、建設部、関係部局）及び関係市町村における措置（略）</b> <b>3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者における措置</b> イ 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。 なお、伊勢湾、名古屋港、衣浦港、三河港については、港湾の業務継続計画が策定されている。 ◆ 附属資料第 6「港湾 BCP（衣浦港・三河港）」	<b>1 県（防災安全局、建設局、関係局）及び関係市町村における措置（略）</b> <b>3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者における措置</b> イ 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。 なお、伊勢湾、名古屋港、衣浦港、三河港については、港湾の業務継続計画が策定されており、 <u>一色漁港についても漁港の業務継続計画が策定されている。</u> ◆ 附属資料第 6「港湾 BCP（衣浦港・三河港） <u>・漁港 BCP（一色漁港）</u> 」	愛知県の組織再編に伴う修正  対策の追加
	<b>第 5 節 地盤沈下の防止</b>	<b>第 5 節 地盤沈下の防止</b>	
93	<b>県（環境部）における措置</b>	<b>県（環境局）における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 1 1 章 広域応援体制の整備</b>	<b>第 1 1 章 広域応援体制の整備</b>	
	<b>第 1 節 資料の整備</b>	<b>第 1 節 資料の整備</b>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
95	<p><b>県（防災局）及び指定地方行政機関における措置</b></p>	<p><b>県（防災<b>安全</b>局）及び指定地方行政機関における措置</b></p>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<p><b>第 2 節 広域応援体制の整備</b></p>	<p><b>第 2 節 広域応援体制の整備</b></p>	
95	<p><b>1 県（防災局、各<b>部</b>局）及び市町村における措置</b> （略） （2）応援協定の締結等 ア 相互応援協定 イ 民間団体等との協定</p> <p>県及び市町村は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	<p><b>1 県（防災<b>安全</b>局、各局）及び市町村における措置</b> （略） （2）応援協定の締結等 ア 相互応援協定 イ 民間団体等との協定</p> <p>県及び市町村は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。<u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</u></p>	愛知県の組織再編に伴う修正  防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
	<p><b>第 3 節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</b></p>	<p><b>第 3 節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</b></p>	
97	<p><b>1 県（防災局、<b>健康福祉部</b>）及び市町村における措置</b> （略） （4）医療救護活動の広域応援 （略）</p> <p>県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知 DMAT 設置運営要領」及び「愛知 DMAT に関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、<u>ドクターヘリの運用体制</u>の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 また、県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の整備に努めるものとする。 また、県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の整備に努め</p>	<p><b>1 県（防災<b>安全</b>局、<b>保健医療局</b>）及び市町村における措置</b> （略） （4）医療救護活動の広域応援 （略）</p> <p>県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知 DMAT 設置運営要領」及び「愛知 DMAT に関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、<u>ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制</u>の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 また、県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の整備に努めるものとする。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正  防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正



地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
	るものとする。		
	<b>第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b>	<b>第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b>	
98	<b>1 県（防災局、各<b>部</b>局）及び市町村における措置</b>	<b>1 県（防災<b>安全</b>局、各局）及び市町村における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</b>	<b>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</b>	
	<b>第1節 防災訓練の実施</b>	<b>第1節 防災訓練の実施</b>	
100	<b>1 県（防災局、各<b>部</b>局）及び市町村等における措置</b> （略） （2）津波防災訓練 県及び津波の関係市町村は、東海地震・東南海地震・南海地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、地域の特性に応じて、津波防災訓練を次のとおり実施する。 なお、訓練の実施にあたっては、 <u>津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間</u> を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。	<b>1 県（防災<b>安全</b>局、各局）及び市町村等における措置</b> （略） （2）津波防災訓練 県及び津波の関係市町村は、東海地震・東南海地震・南海地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、地域の特性に応じて、津波防災訓練を次のとおり実施する。 なお、訓練の実施にあたっては、 <u>最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さ</u> を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。	愛知県の組織再編に伴う修正  防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>	
102	<b>県（防災局、関係<b>部</b>局）、市町村及び県警察における措置</b> （1）防災意識の啓発 県は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町村や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 （略） チ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容	<b>県（防災<b>安全</b>局、関係局）、市町村及び県警察における措置</b> （1）防災意識の啓発 県は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町村や <b>防災関係機関</b> 、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 （略） チ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容	愛知県の組織再編に伴う修正  表記の整理
	<b>第3節 防災のための教育</b>	<b>第3節 防災のための教育</b>	
105	<b>1 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置</b> （略） （1）児童生徒等に対する <b>安全</b> 教育	<b>1 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置</b> （略） （1）児童生徒等に対する <b>防災</b> 教育	「避難勧告等に

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な<b>安全</b>教育を行う。<b>安全</b>教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p> <p><b>2 県（防災局）における措置</b> （略） （8）地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識</p>	<p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な<b>防災</b>教育を行う。<b>災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</b></p> <p><b>2 県（防災<b>安全</b>局）における措置</b> （略） （8）地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識</p>	<p>関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
	<b>第 4 節 防災意識調査及び地震相談の実施</b>	<b>第 4 節 防災意識調査及び地震相談の実施</b>	
105	<b>県（防災局、関係<b>部</b>局）及び市町村における措置</b>	<b>県（防災<b>安全</b>局、関係局）及び市町村における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 1 3 章 震災に関する調査研究の推進</b>	<b>第 1 3 章 震災に関する調査研究の推進</b>	
106	<b>震災に関する調査研究の推進 県（防災局、関係<b>部</b>局）及び市町村における措置</b>	<b>震災に関する調査研究の推進 県（防災<b>安全</b>局、関係局）及び市町村における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 1 4 章 災害救助基金の管理</b>	<b>第 1 4 章 災害救助基金の管理</b>	
108	<b>災害救助基金の管理 1 県（防災局）における措置</b>	<b>災害救助基金の管理 1 県（防災<b>安全</b>局）における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 3 編 災害応急対策</b>	<b>第 3 編 災害応急対策</b>	
	<b>第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）</b>	<b>第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）</b>	
	<b>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</b>	<b>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</b>	
110	<p><b>1 県（防災局）における措置</b> （略） （2）本部の組織・運営 （略） また、本部活動を展開する中核施設として、災害情報センターを設置するとともに、県の各<b>部</b>局は、それぞれ県災害対策本部の組織</p>	<p><b>1 県（防災<b>安全</b>局）における措置</b> （略） （2）本部の組織・運営 （略） また、本部活動を展開する中核施設として、災害情報センターを設置するとともに、県の各局は、それぞれ県災害対策本部の組織と</p>	愛知県の組織再編に伴う修正

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考																																																				
	<p>として、災害情報の収集及び伝達、応急措置、被災者の救難、救助等災害の発生防御又は拡大の防止のための各種措置を図る。 （略）</p> <p>なお、必要に応じて、自衛隊、中部運輸局、中部地方整備局、名古屋地方気象台、中日本高速道路株式会社、日本赤十字社、西日本電信電話株式会社、中部電力株式会社、東邦瓦斯株式会社、名古屋高速道路公社その他関係機関から連絡要員の派遣を受け入れる。</p> <p>(3) 災害情報センターの立ち上げ 本部の活動を掌理するとともに、各<b>部</b>、現地本部、方面本部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進するため、本部に災害情報センターを置く。</p>	<p>して、災害情報の収集及び伝達、応急措置、被災者の救難、救助等災害の発生防御又は拡大の防止のための各種措置を図る。 （略）</p> <p>なお、必要に応じて、自衛隊、中部運輸局、中部地方整備局、名古屋地方気象台、中日本高速道路株式会社、日本赤十字社、西日本電信電話株式会社、中部電力株式会社、東邦瓦斯株式会社、名古屋高速道路公社その他関係機関から連絡要員の派遣を受け入れる。</p> <p>(3) 災害情報センターの立ち上げ 本部の活動を掌理するとともに、各<b>局</b>、現地本部、方面本部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進するため、本部に災害情報センターを置く。</p>																																																					
	<b>第2節 職員の派遣要請</b>	<b>第2節 職員の派遣要請</b>																																																					
112	<b>1 県（防災局）における措置</b>	<b>1 県（防災<b>安全</b>局）における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正																																																				
	<b>第3節 災害救助法の適用</b>	<b>第3節 災害救助法の適用</b>																																																					
113	<p><b>1 県（防災局、県民文化<b>部</b>、<b>健康福祉部</b>、<b>建設部</b>、教育委員会）における措置</b></p> <table border="1" data-bbox="324 853 1075 1380"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（<b>建設部</b>）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（<b>健康福祉部</b>） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（<b>建設部</b>）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（ <b>建設部</b> ）		（略）			医療、助産	市町村（県が委任）	県（ <b>健康福祉部</b> ） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（ <b>建設部</b> ）	学用品の給与			<p><b>1 県（防災<b>安全</b>局、県民文化<b>局</b>、<b>福祉局</b>、<b>建築局</b>、教育委員会）における措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1209 853 1960 1380"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（<b>建築局</b>）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（<b>福祉局</b>、<b>保健医療局</b>） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（<b>建築局</b>）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（ <b>建築局</b> ）		（略）			医療、助産	市町村（県が委任）	県（ <b>福祉局</b> 、 <b>保健医療局</b> ） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（ <b>建築局</b> ）	学用品の給与			愛知県の組織再編に伴う修正
救助の種類	実施者																																																						
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																					
避難所の設置	市町村（県が委任）																																																						
応急仮設住宅の設置	県（ <b>建設部</b> ）																																																						
（略）																																																							
医療、助産	市町村（県が委任）	県（ <b>健康福祉部</b> ） 日本赤十字社愛知県支部																																																					
被災者の救出	市町村（県が委任）																																																						
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（ <b>建設部</b> ）																																																					
学用品の給与																																																							
救助の種類	実施者																																																						
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																					
避難所の設置	市町村（県が委任）																																																						
応急仮設住宅の設置	県（ <b>建築局</b> ）																																																						
（略）																																																							
医療、助産	市町村（県が委任）	県（ <b>福祉局</b> 、 <b>保健医療局</b> ） 日本赤十字社愛知県支部																																																					
被災者の救出	市町村（県が委任）																																																						
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（ <b>建築局</b> ）																																																					
学用品の給与																																																							

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）		修正原案（令和元年 6 月修正予定）		備考
	市町村立 小・中学校 等児童生徒 分	市町村（県が委任）	市町村立 小・中学校 等児童生徒 分	市町村（県が委任）	
	県立高等学 校、特別支 援学校等、 私立学校等 児童生徒分	県（県民文化 <u>部</u> 、教育委員会）	県立高等学 校、特別支 援学校等、 私立学校等 児童生徒分	県（県民文化 <u>局</u> 、教育委員会）	
	<b>第 2 章 避難行動</b>		<b>第 2 章 避難行動</b>		
	<b>第 1 節 津波警報等の伝達</b>		<b>第 1 節 津波警報等の伝達</b>		
116	<b>1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置</b> 気象庁又は名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報を発表する。 （略） <b>2 県（防災局）における措置</b>		<b>1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置</b> 気象庁又は名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報 <u>等</u> を発表する。 （略） <b>2 県（防災<u>安全</u>局）における措置</b>		表記の整理  愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 2 節 避難の指示</b>		<b>第 2 節 避難の指示</b>		
119	<b>2 水防管理者における措置</b> (1) 立退きの指示 津波の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。 (2) 通知（水防法第 29 条）		<b>2 水防管理者における措置</b> (1) 立退きの指示 <u>洪水</u> 、津波 <u>又は高潮</u> の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。 (2) 通知（水防法第 29 条）		表記の整理
	<b>第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報</b>		<b>第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報</b>		
	<b>第 1 節 被害状況等の収集・伝達</b>		<b>第 1 節 被害状況等の収集・伝達</b>		
125	<b>2 県（防災局、関係<u>部</u>局）の措置</b> (1) 市町村への職員派遣による情報収集 （略） (2) 方面本部構成機関による情報収集 方面本部構成機関は、管内区域の被災状況及び応急対策実施状況		<b>2 県（防災<u>安全</u>局、関係局）の措置</b> (1) 市町村への職員派遣による情報収集 （略） (2) 方面本部構成機関による情報収集 方面本部構成機関は、管内区域の被災状況及び応急対策実施状況		愛知県の組織再編に伴う修正

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<p>に関する情報の収集に努め、関係部局及び方面本部へ連絡する。 （略）</p> <p><b>4 被害状況等の一般的収集、伝達系統</b> （略）</p> <p>(2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。</p> <p>（略）</p> <p><b>6 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統</b>            図中：愛知県防災局  <u>農林水産部</u>水産課</p>	<p>に関する情報の収集に努め、関係局及び方面本部へ連絡する。 （略）</p> <p><b>4 被害状況等の一般的収集、伝達系統</b> （略）</p> <p>(2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。<u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとし、特に大津波警報の発表中など、津波災害のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内に立ち入らないこと。</u></p> <p>（略）</p> <p><b>6 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統</b>            図中：愛知県防災安全局  <u>農業水産局</u>水産課</p>	<p>巡視中の二次被害防止のための追記。</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
	<b>第 2 節 通信手段の確保</b>	<b>第 2 節 通信手段の確保</b>	
129	<p><b>1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</b> （略）</p> <p><b>2 県（防災局）における措置</b></p>	<p><b>1 県（防災安全局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置</b> （略）</p> <p><b>2 県（防災安全局）における措置</b></p>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 4 章 応援協力・派遣要請</b>	<b>第 4 章 応援協力・派遣要請</b>	
	<b>第 1 節 応援協力</b>	<b>第 1 節 応援協力</b>	
135	<b>1 県（防災局）における措置</b>	<b>1 県（防災安全局）における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 2 節 応援部隊等による広域応援等</b>	<b>第 2 節 応援部隊等による広域応援等</b>	
137	<p><b>2 県（防災局）における措置</b> （略）</p> <p><b>3 市町村の措置</b>            (1) 緊急消防援助隊等の応援要請            ア 市町村長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。</p>	<p><b>2 県（防災安全局）における措置</b> （略）</p> <p><b>3 市町村の措置</b>            (1) 緊急消防援助隊等の応援要請            ア 市町村長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
	◆ 附属資料第12「緊急消防援助隊の応援要請先」	(削除)	附属資料の修正に伴う修正
	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b>	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b>	
138	2 災害派遣要請者（県（防災局）、第四管区海上保安本部、大阪航空局）における措置 （略） 4 災害派遣要請等手続系統 図中：防災局	2 災害派遣要請者（県（防災 <b>安全局</b> ）、第四管区海上保安本部、大阪航空局）における措置 （略） 4 災害派遣要請等手続系統 図中：防災 <b>安全局</b>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第4節 ボランティアの受入</b>	<b>第4節 ボランティアの受入</b>	
141	1 県（防災局）における措置	1 県（防災 <b>安全局</b> ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第5節 防災活動拠点の確保</b>	<b>第5節 防災活動拠点の確保</b>	
143	1 県（防災局）及び市町村における措置	1 県（防災 <b>安全局</b> ）及び市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</b>	<b>第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</b>	
145	県（ <b>振興部</b> 、防災局、 <b>健康福祉部</b> 、 <b>建設部</b> ）、市町村、防災関係機関における措置 （略） (3) 災害医療活動 全国から派遣されたDMAT等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動	県（防災 <b>安全局</b> 、 <b>保健医療局</b> 、 <b>建設局</b> 、 <b>都市整備局</b> ）、市町村、防災関係機関における措置 （略） (3) 災害医療活動 全国から派遣されたDMAT等による被災地 <b>域</b> 内における医療機関への支援・調整を行う活動	愛知県の組織再編に伴う修正  防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
	<b>第5章 救出・救助対策</b>	<b>第5章 救出・救助対策</b>	
	<b>第1節 救出・救助活動</b>	<b>第1節 救出・救助活動</b>	
147	3 県（防災局）における措置	3 県（防災 <b>安全局</b> ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第3節 航空機の活用</b>	<b>第3節 航空機の活用</b>	
150	2 愛知県防災ヘリコプターの活用 (1) 県（防災局）における措置	2 愛知県防災ヘリコプターの活用 (1) 県（防災 <b>安全局</b> ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第6章 消防活動・危険性物質対策</b>	<b>第6章 消防活動・危険性物質対策</b>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考												
	<b>第 2 節 危険物施設対策計画</b>	<b>第 2 節 危険物施設対策計画</b>													
156	<b>3 県（防災局）における措置</b>	<b>3 県（防災<b>安全</b>局）における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正												
	<b>第 3 節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画</b>	<b>第 3 節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画</b>													
157	<b>3 県（防災局）における措置</b>	<b>3 県（防災<b>安全</b>局）における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正												
	<b>第 4 節 毒物劇物取扱施設対策計画</b>	<b>第 4 節 毒物劇物取扱施設対策計画</b>													
157	<b>3 県（<b>健康福祉部</b>）における措置</b>	<b>3 県（<b>保健医療局</b>）における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正												
	<b>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	<b>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>													
159	<b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 医療救護</td> <td>県</td> <td>(略) 1(10) DPAT調整本部の設置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 医療救護	県	(略) 1(10) DPAT調整本部の設置	<b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 医療救護</td> <td>県</td> <td>(略) 1(10) DPAT<b>県</b>調整本部の設置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 医療救護	県	(略) 1(10) DPAT <b>県</b> 調整本部の設置	表記の整理
区分	機関名	主な措置													
第 1 節 医療救護	県	(略) 1(10) DPAT調整本部の設置													
区分	機関名	主な措置													
第 1 節 医療救護	県	(略) 1(10) DPAT <b>県</b> 調整本部の設置													
	<b>第 1 節 医療救護</b>	<b>第 1 節 医療救護</b>													
159	<b>1 県（<b>健康福祉部</b>）における措置</b> (略) (9) 県域を越えた協力体制の確立 (略) なお、全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととなっている。（遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮） (10) DPAT（災害派遣精神医療チーム）調整本部の設置 県は、災害医療調整本部の下に、DPAT調整本部を設置する。	<b>1 県（<b>保健医療局</b>）における措置</b> (略) (9) 県域を越えた協力体制の確立 (略) なお、全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地 <b>域</b> 内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととなっている。（遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮） (10) DPAT（災害派遣精神医療チーム） <b>県</b> 調整本部の設置 県は、災害医療調整本部の下に、DPAT <b>県</b> 調整本部を設置する。	愛知県の組織再編に伴う修正  防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正  表記の整理												
	<b>第 2 節 防疫・保健衛生</b>	<b>第 2 節 防疫・保健衛生</b>													
164	<b>1 県（<b>健康福祉部</b>）における措置</b> (略) (6) 応援体制	<b>1 県（<b>保健医療局</b>）における措置</b> (略) (6) 応援体制	愛知県の組織再編に伴う修正												

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考																				
	<p>ア 被災市町村を管轄する保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、<u>健康福祉部</u>に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>9 応援協力関係</b></p> <p>(略)</p> <p>(8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(9) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。</p>	<p>ア 被災市町村を管轄する保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、<u>保健医療局</u>に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。</p> <p>(略)</p> <p><b>9 災害時健康危機管理の全体調整</b></p> <p><u>(1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市町村の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。</u></p> <p><u>(2) 県は、必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。</u></p> <p><b>10 応援協力関係</b></p> <p>(略)</p> <p>(8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。</p> <p><u>(9) 県は必要に応じて、中核市に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国及び他の都道府県に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。</u></p> <p>(10) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。</p>	<p>災害時健康危機管理支援チーム活動要領（厚生労働省）の制定及び防災基本計画の修正を踏まえた修正。</p>																				
	<b>第 8 章 交通の確保・緊急輸送対策</b>	<b>第 8 章 交通の確保・緊急輸送対策</b>																					
167	<p><b>■ 主な機関の応急活動</b></p> <table border="1" data-bbox="250 1007 808 1394"> <thead> <tr> <th data-bbox="250 1007 396 1062">機関名</th> <th data-bbox="396 1007 808 1062"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="250 1062 396 1110"></td> <td data-bbox="396 1062 808 1110">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="250 1110 396 1225">局 方 中 整 部 備 地</td> <td data-bbox="396 1110 808 1225">(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="250 1225 396 1265"></td> <td data-bbox="396 1225 808 1265">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="250 1265 396 1394">県</td> <td data-bbox="396 1265 808 1394">(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保(※)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名			(略)	局 方 中 整 部 備 地	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保		(略)	県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保(※)	<p><b>■ 主な機関の応急活動</b></p> <table border="1" data-bbox="1137 1007 1695 1394"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 1007 1283 1062">機関名</th> <th data-bbox="1283 1007 1695 1062"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 1062 1283 1110"></td> <td data-bbox="1283 1062 1695 1110">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1110 1283 1225">局 方 中 整 部 備 地</td> <td data-bbox="1283 1110 1695 1225">(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等<sup>等</sup>の機能の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1225 1283 1265"></td> <td data-bbox="1283 1225 1695 1265">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1265 1283 1394">県</td> <td data-bbox="1283 1265 1695 1394">(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等<sup>等</sup>の機能確保(※)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名			(略)	局 方 中 整 部 備 地	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等 <sup>等</sup> の機能の確保		(略)	県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等 <sup>等</sup> の機能確保(※)	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p> <p>道路法の改正により重要物流道</p>
機関名																							
	(略)																						
局 方 中 整 部 備 地	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保																						
	(略)																						
県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保(※)																						
機関名																							
	(略)																						
局 方 中 整 部 備 地	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等 <sup>等</sup> の機能の確保																						
	(略)																						
県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等 <sup>等</sup> の機能確保(※)																						



地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考																																								
	<div data-bbox="250 199 810 327" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>市町村</b> ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p> </div> <p>(略)</p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="250 478 1081 1029"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 空港施設 対策</td> <td>愛知県 名古屋 飛行場</td> <td>県(名古屋 屋空港 事務所)</td> <td>3 施設の使用停止及び応急工事</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 緊急輸送 手段の確 保</td> <td colspan="2">県</td> <td>3(1) 県各<b>部</b>局の車両等配備態勢の報告</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名		主な措置	(略)				第3節 空港施設 対策	愛知県 名古屋 飛行場	県(名古屋 屋空港 事務所)	3 施設の使用停止及び応急工事	(略)				第6節 緊急輸送 手段の確 保	県		3(1) 県各 <b>部</b> 局の車両等配備態勢の報告	<div data-bbox="1140 199 1700 327" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>市町村</b> ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路<b>等</b>の機能確保</p> </div> <p>(略)</p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1140 478 1971 1029"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 空港施設 対策</td> <td>愛知県 名古屋 飛行場</td> <td>県(名古屋 屋空港 事務所)</td> <td>3<b>(1)</b>施設の使用停止及び応急工事 3<b>(2)</b>輸送機能の確保 3<b>(3)</b>道路管理者への空港アクセス道路（緊急輸送道路）の機能確保要請</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 緊急輸送 手段の確 保</td> <td colspan="2">県</td> <td>3(1) 県各局の車両等配備態勢の報告</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名		主な措置	(略)				第3節 空港施設 対策	愛知県 名古屋 飛行場	県(名古屋 屋空港 事務所)	3 <b>(1)</b> 施設の使用停止及び応急工事 3 <b>(2)</b> 輸送機能の確保 3 <b>(3)</b> 道路管理者への空港アクセス道路（緊急輸送道路）の機能確保要請	(略)				第6節 緊急輸送 手段の確 保	県		3(1) 県各局の車両等配備態勢の報告	<p>路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p> <p>表記の整理</p> <p>航空広域防災活動拠点へのアクセス確保のための追記</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
区分	機関名		主な措置																																								
(略)																																											
第3節 空港施設 対策	愛知県 名古屋 飛行場	県(名古屋 屋空港 事務所)	3 施設の使用停止及び応急工事																																								
(略)																																											
第6節 緊急輸送 手段の確 保	県		3(1) 県各 <b>部</b> 局の車両等配備態勢の報告																																								
区分	機関名		主な措置																																								
(略)																																											
第3節 空港施設 対策	愛知県 名古屋 飛行場	県(名古屋 屋空港 事務所)	3 <b>(1)</b> 施設の使用停止及び応急工事 3 <b>(2)</b> 輸送機能の確保 3 <b>(3)</b> 道路管理者への空港アクセス道路（緊急輸送道路）の機能確保要請																																								
(略)																																											
第6節 緊急輸送 手段の確 保	県		3(1) 県各局の車両等配備態勢の報告																																								
	<b>第1節 道路交通規制等</b>	<b>第1節 道路交通規制等</b>																																									
172	<p><b>2 自衛官及び消防吏員における措置</b></p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場に行かない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3の規定により<b>災害時における交通規制等の措置を行うことができる</b>。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p>	<p><b>2 自衛官及び消防吏員における措置</b></p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場に行かない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、<b>緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる</b>。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本</p>	<p>法文に合わせた表記に修正</p>																																								

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<p><b>3 自動車運転者の措置</b>                      (略)                      (3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、<u>通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）</u>内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。                      ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。                      (ア) <u>道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所</u>                      (イ) <u>区域を指定して交通の規制が行われた</u>ときは、道路以外の場所</p>	<p>部交通規制課経由で通知しなければならない。  <b>3 自動車運転者の措置</b>                      (略)                      (3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、<u>同法第76条の2の規定により、緊急交通路</u>内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。                      ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。                      (ア) <u>緊急交通路に指定された</u>区間以外の場所                      (イ) <u>緊急交通路の区域に指定された</u>ときは、道路以外の場所</p>	
	<b>第 2 節 道路施設対策</b>	<b>第 2 節 道路施設対策</b>	
173	<p><b>1 中部地方整備局における措置</b>                      (略)                      (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保                      (略)                      ウ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。                      (略)  <b>3 県（建設部）における措置</b>                      (略)                      (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保                      (略)                      イ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。                      (略)</p>	<p><b>1 中部地方整備局における措置</b>                      (略)                      (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保                      (略)                      ウ 緊急輸送道路<u>及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）</u>について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。                      (略)  <b>3 県（建設局）における措置</b>                      (略)                      (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保                      (略)                      イ 緊急輸送道路<u>及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）</u>について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。                      (略)</p>	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<p>キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p><b>6 市町村における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p>	<p>キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。</p> <p><u>ク 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>6 市町村における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p>	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p>
<p><b>第 3 節 空港施設対策</b></p>			
177	<p><b>3 県（名古屋空港事務所）における措置</b></p> <p>(1) 施設の使用停止及び応急工事</p> <p>県（名古屋空港事務所）は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する措置を講じるとともに、応急復旧工事を実施する。</p> <p>なお、自衛隊は、必要に応じてこれに協力する。</p> <p>(2) 輸送機能の確保</p> <p>被災時における医薬品、その他救援物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすものと想定されるので、その機能回復措置を速やかに講ずる。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>3 県（名古屋空港事務所）における措置</b></p> <p>(1) 施設の使用停止及び応急工事</p> <p>県（名古屋空港事務所）は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設等が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する措置を講じるとともに、応急復旧工事を実施する。</p> <p>なお、自衛隊は、必要に応じてこれに協力する。</p> <p>(2) 輸送機能の確保</p> <p>被災時における医薬品、その他救援物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすものと想定されるので、その機能回復措置を速やかに講ずる。</p> <p><u>(3) 道路管理者への空港アクセス道路（緊急輸送道路）の機能確保要請</u></p>	<p>航空広域防災活動拠点へのアクセス確保のための追記</p>
<p><b>第 4 節 港湾・漁港施設対策</b></p>			
179	<p><b>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) 航路啓開の実施</p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>現地災害対策本部等</u>に報告するとともに、障害物除去</p>	<p><b>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) 航路啓開の実施</p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>国（国土交通省、農林水産省）</u>に報告するとともに、</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>



地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考																		
	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>																			
187	<b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>県、市町村</td> <td>1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等 1(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1(3) その他帰宅困難者への広報 1(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第3節 帰宅困難者対策	県、市町村	1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等 1(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1(3) その他帰宅困難者への広報 1(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策	<b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>県、市町村</td> <td>1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等 1(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1(3) その他帰宅困難者への広報 1(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第3節 帰宅困難者対策	県、市町村	1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び <u>一時滞在施設（滞在場所）</u> の確保等 1(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1(3) その他帰宅困難者への広報 1(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
区分	機関名	主な措置																			
(略)																					
第3節 帰宅困難者対策	県、市町村	1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等 1(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1(3) その他帰宅困難者への広報 1(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策																			
区分	機関名	主な措置																			
(略)																					
第3節 帰宅困難者対策	県、市町村	1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び <u>一時滞在施設（滞在場所）</u> の確保等 1(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1(3) その他帰宅困難者への広報 1(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策																			
	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>																			
187	<b>1 市町村における措置</b> (1) 避難所の開設 市町村は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。  (略) <b>2 県（防災局）における措置</b>	<b>1 市町村における措置</b> (1) 避難所の開設 市町村は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。 <u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u>  (略) <b>2 県（防災安全局）における措置</b>	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正          愛知県の組織再編に伴う修正																		
	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>																			
190	<b>2 県（健康福祉部、県民文化部）における措置</b>	<b>2 県（福祉局、県民文化局）における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正																		
	<b>第3節 帰宅困難者対策</b>	<b>第3節 帰宅困難者対策</b>																			
190	<b>1 県（防災局）及び市町村における措置</b> (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等	<b>1 県（防災安全局）及び市町村における措置</b> (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び <u>一時滞在施設（滞在場所）</u> の確保等	愛知県の組織再編に伴う修正																		

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<p>県及び市町村は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</p> <p>また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</p>	<p>県及び市町村は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</p> <p>また、必要に応じて、<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等の支援を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
	<b>第 11 章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	<b>第 11 章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	
	<b>第 1 節 給水</b>	<b>第 1 節 給水</b>	
193	<b>2 県（<u>健康福祉部</u>、<u>企業庁</u>）における措置</b>	<b>2 県（<u>保健医療局</u>、<u>企業庁</u>）における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 2 節 食品の供給</b>	<b>第 2 節 食品の供給</b>	
194	<p><b>1 市町村における措置</b> （略）</p> <p>炊き出し用として米穀を確保する手順図 図中：<u>農林水産部</u>食育消費流通課</p> <p><b>2 県（<u>防災局</u>、<u>農林水産部</u>、<u>産業労働部</u>）における措置</b></p>	<p><b>1 市町村における措置</b> （略）</p> <p>炊き出し用として米穀を確保する手順図 図中：<u>農業水産局</u>食育消費流通課</p> <p><b>2 県（<u>防災安全局</u>、<u>農業水産局</u>、<u>経済産業局</u>）における措置</b></p>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 3 節 生活必需品の供給</b>	<b>第 3 節 生活必需品の供給</b>	
195	<b>2 県（<u>防災局</u>、<u>農林水産部</u>、<u>産業労働部</u>）における措置</b>	<b>2 県（<u>防災安全局</u>、<u>農業水産局</u>、<u>経済産業局</u>）における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 12 章 環境汚染防止及び地域安全対策</b>	<b>第 12 章 環境汚染防止及び地域安全対策</b>	
	<b>第 1 節 環境汚染防止対策</b>	<b>第 1 節 環境汚染防止対策</b>	
197	<p><b>県（<u>環境部</u>）における措置</b> （略）</p> <p>(2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導</p> <p>環境汚染事故発生時には、<u>県（環境部）</u>が保有する各事業所の有害物質等の情報について市町村等関係機関へ情報提供するとともに、大気汚染防止法第 17 条第 3 項、水質汚濁防止法第 14 条の 2、ダイオキシン類対策特別措置法第 23 条第 3 項、県民の生活環境の</p>	<p><b>県（<u>環境局</u>）における措置</b> （略）</p> <p>(2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導</p> <p>環境汚染事故発生時には、<u>県（環境局）</u>が保有する各事業所の有害物質等の情報について市町村等関係機関へ情報提供するとともに、大気汚染防止法第 17 条第 3 項、水質汚濁防止法第 14 条の 2、ダイオキシン類対策特別措置法第 23 条第 3 項、県民の生活環境の</p>	愛知県の組織再編に伴う修正

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	保全等に関する条例第 70 条第 2 項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。	保全等に関する条例第 70 条第 2 項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。	
	<b>第 1 3 章 遺体の取扱い</b>	<b>第 1 3 章 遺体の取扱い</b>	
	<b>第 1 節 遺体の搜索</b>	<b>第 1 節 遺体の搜索</b>	
200	2 県（防災局）における措置	2 県（防災 <b>安全</b> 局）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 2 節 遺体の処理</b>	<b>第 2 節 遺体の処理</b>	
201	2 県（防災局、 <b>健康福祉部</b> ）における措置	2 県（防災 <b>安全</b> 局、 <b>保健医療局</b> ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 3 節 遺体の埋火葬</b>	<b>第 3 節 遺体の埋火葬</b>	
202	2 県（防災局、 <b>健康福祉部</b> ）における措置	2 県（防災 <b>安全</b> 局、 <b>保健医療局</b> ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 1 4 章 ライフライン施設等の応急対策</b>	<b>第 1 4 章 ライフライン施設等の応急対策</b>	
	<b>第 3 節 上水道施設対策</b>	<b>第 3 節 上水道施設対策</b>	
207	水道事業者（ <b>県（健康福祉部、企業庁）</b> 及び市町村）における措置 （略） （3）応援・受援体制の確立 <u>施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。</u> <u>また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。</u>	<b>県（保健医療局）、</b> 水道事業者（企業庁及び市町村）における措置 （略） （3）応援・受援体制の確立 <u>被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。</u>	愛知県の組織再編に伴う修正 （表記の整理）  対策の追加
	<b>第 5 節 下水道施設対策</b>	<b>第 5 節 下水道施設対策</b>	
208	下水道管理者（ <b>県（建設部）</b> 及び市町村）における措置	下水道管理者（ <b>県（建設局）</b> ）及び市町村）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第 6 節 通信施設の応急措置</b>	<b>第 6 節 通信施設の応急措置</b>	
209	1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 （略） （3）応急復旧活動の実施 発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手	1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 （略） （3）応急復旧活動の実施 発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<p>持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。</p> <p><u>ア</u> 伝送路が被災した場合 可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬形無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。</p> <p><u>イ</u> 交換機が被災した場合 非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。</p> <p><u>ウ</u> 電力設備が被災した場合 非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。</p> <p><u>エ</u> 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合 非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 県（防災局）、市町村及び防災関係機関における措置</b> 大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、県警察、気象台、国土交通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別</p>	<p>持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。</p> <p><u>ア</u> <u>西日本電信電話株式会社</u> <u>(ア)</u> 伝送路が被災した場合 可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬形無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。</p> <p><u>(イ)</u> 交換機が被災した場合 非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。</p> <p><u>(ウ)</u> 電力設備が被災した場合 非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。</p> <p><u>(エ)</u> 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合 非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。</p> <p><u>イ</u> <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> <u>(ア)</u> <u>伝送路が被災した場合</u> <u>応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。</u></p> <p><u>(イ)</u> <u>電力設備が被災した場合</u> <u>非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>3 県（防災安全局、総務局）、市町村及び防災関係機関における措置</b> 大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、県警察、気象台、国土交通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意</p>	<p>表記の整理</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>



地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
	<p>留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 訓練の実施 各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。</p>	<p>して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。</p> <p><u>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。</u></p> <p>（略）</p> <p>(3) 訓練の実施 各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。</p> <p><u>(4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用</u></p> <p><u>ア 県（総務局）の連絡</u> 県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示する。</p> <p><u>イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害時モードへの切替え</u> 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害時モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。</p>	<p>第3次地震対策アクションプランの改訂に基づく修正</p>
	<p><b>第15章 住宅対策</b></p>	<p><b>第15章 住宅対策</b></p>	
	<p><b>第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</b></p>	<p><b>第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</b></p>	
213	<p><b>1 県（建設部）における措置</b></p>	<p><b>1 県（建築局）における措置</b></p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
	<p><b>第2節 被災住宅等の調査</b></p>	<p><b>第2節 被災住宅等の調査</b></p>	
214	<p><b>1 県（防災局、建設部）における措置</b></p>	<p><b>1 県（防災安全局、建築局）における措置</b></p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
	<p><b>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</b></p>	<p><b>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</b></p>	
214	<p><b>県（建設部）、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措</b></p>	<p><b>県（建築局）、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措</b></p>	<p>愛知県の組織再</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
	<b>置</b>	<b>置</b>	編に伴う修正
	<b>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</b>	<b>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</b>	
215	1 県（ <b>建設部</b> ）及び市町村における措置	1 県（ <b>建築局</b> ）及び市町村における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第5節 住宅の応急修理</b>	<b>第5節 住宅の応急修理</b>	
216	1 県（ <b>建設部</b> ）における措置	1 県（ <b>建築局</b> ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第6節 障害物の除去</b>	<b>第6節 障害物の除去</b>	
218	2 県（防災局）における措置	2 県（防災 <b>安全局</b> ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第16章 学校における対策</b>	<b>第16章 学校における対策</b>	
	<b>第4節 教科書・学用品等の給与</b>	<b>第4節 教科書・学用品等の給与</b>	
222	1 県（県民文化 <b>部</b> 、教育委員会）における措置	1 県（県民文化 <b>局</b> 、教育委員会）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	
	<b>第1章 復興体制</b>	<b>第1章 復興体制</b>	
	<b>第3節 職員の派遣要請</b>	<b>第3節 職員の派遣要請</b>	
224	1 県（総務 <b>部</b> ）における措置	1 県（ <b>人事局</b> ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b>	<b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b>	
	<b>第1節 公共施設災害復旧事業</b>	<b>第1節 公共施設災害復旧事業</b>	
225	3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略) <u>(追加)</u>	3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略) <b>4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行</b> <u>重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、都道府県又は市町村からの要請により国が代行して実施することができる。</u>	道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正
	<b>第2節 激甚災害の指定</b>	<b>第2節 激甚災害の指定</b>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
226	<p><b>1 県（防災局、関係部局）における措置</b></p> <p>(1) 激甚災害の指定に係る調査          県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局で必要な調査を実施するものとする。          関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定後の手続き          激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金等を受けるための手続きその他を実施するものとする。</p> <p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定後の関係調書等の提出          市町村は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。</p>	<p><b>1 県（防災安全局、関係局）における措置</b></p> <p>(1) 激甚災害の指定に係る調査          県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係局で必要な調査を実施するものとする。          関係局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定後の手続き          激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係局は負担金等を受けるための手続きその他を実施するものとする。</p> <p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定後の関係調書等の提出          市町村は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
	<p><b>第3章 災害廃棄物処理対策</b></p>	<p><b>第3章 災害廃棄物処理対策</b></p>	
229	<p><b>災害廃棄物処理対策</b></p> <p><b>1 県（環境部）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>◆ <u>附属資料第15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業協同組合）」</u></p> <p>◆ <u>附属資料第15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県産業廃棄物協会）」</u></p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業共同組合、県産業廃棄物協会、県解体工事業連合会、県建設業協会、県土木研究会、日本建設業連合会中部支部）」</p>	<p><b>災害廃棄物処理対策</b></p> <p><b>1 県（環境局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業協同組合、県産業廃棄物協会、県解体工事業連合会、県建設業協会、県土木研究会、日本建設業連合会中部支部）」</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>附属資料の修正に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考																		
	<p>◆ 附属資料第15「災害時におけるフロン類の回収に関する協定書（県対フロン類排出抑制推進協議会）」</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分</p> <p>し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。</p> <p><u>なお</u>、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p>	<p>◆ 附属資料第15「災害時におけるフロン類の回収に関する協定書（県対フロン類排出抑制推進協議会）」</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分</p> <p>し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p>																			
	<b>第4章 震災復興都市計画の手続き</b>	<b>第4章 震災復興都市計画の手続き</b>																			
	<b>第1節 第一次建築制限</b>	<b>第1節 第一次建築制限</b>																			
231	<b>2 県（建設部）における措置</b>	<b>2 県（都市整備局、建築局）における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正																		
	<b>第5章 被災者等の生活再建等の支援</b>	<b>第5章 被災者等の生活再建等の支援</b>																			
233	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災者への 経済的支援 等</td> <td>被災者生活 再建支援法 人(公益財団 法人都道府 県会館)</td> <td>5 被災者生活再建支援金の支給</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第2節 被災者への 経済的支援 等	被災者生活 再建支援法 人(公益財団 法人都道府 県会館)	5 被災者生活再建支援金の支給	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災者への 経済的支援 等</td> <td>被災者生活 再建支援法 人(公益財団 法人都道府 県センター)</td> <td>5 被災者生活再建支援金の支給</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第2節 被災者への 経済的支援 等	被災者生活 再建支援法 人(公益財団 法人都道府 県センター)	5 被災者生活再建支援金の支給	名称の変更
区分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第2節 被災者への 経済的支援 等	被災者生活 再建支援法 人(公益財団 法人都道府 県会館)	5 被災者生活再建支援金の支給																			
区分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第2節 被災者への 経済的支援 等	被災者生活 再建支援法 人(公益財団 法人都道府 県センター)	5 被災者生活再建支援金の支給																			
	<b>第1節 罹災証明書の交付等</b>	<b>第1節 罹災証明書の交付等</b>																			
234	<b>1 県（防災局）における措置</b>	<b>1 県（防災安全局）における措置</b>	愛知県の組織再																		

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
			編に伴う修正
	<b>第2節 被災者への経済的支援等</b>	<b>第2節 被災者への経済的支援等</b>	
234	<p><b>1 県（総務部、健康福祉部、防災局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置</b></p> <p>(1) 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>ア (略)</p> <p>なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）に委託している。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 日本赤十字社愛知県支部における措置</b></p> <p>義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合のみ、これを受け入れる。</p> <p>(略)</p> <p><b>5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）における措置</b></p>	<p><b>1 県（総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管局）における措置</b></p> <p>(1) 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>ア (略)</p> <p>なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 日本赤十字社愛知県支部における措置</b></p> <p>義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合のみ、これを受け入れる。</p> <p>(略)</p> <p><b>5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置</b></p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>名称の変更</p> <p>表記の整理</p> <p>名称の変更</p>
	<b>第3節 金融対策</b>	<b>第3節 金融対策</b>	
238	<b>2 県（産業労働部、農林水産部）における措置</b>	<b>2 県（経済産業局、農業水産局）における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第4節 住宅等対策</b>	<b>第4節 住宅等対策</b>	
238	<b>1 県（建設部）における措置</b>	<b>1 県（建築局）における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第5節 労働者対策</b>	<b>第5節 労働者対策</b>	
239	<b>2 県（産業労働部）における措置</b>	<b>2 県（労働局）における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第6章 商工業・農林水産業の再建支援</b>	<b>第6章 商工業・農林水産業の再建支援</b>	
	<b>第1節 商工業の再建支援</b>	<b>第1節 商工業の再建支援</b>	
241	<b>1 県（産業労働部、振興部）における措置</b>	<b>1 県（経済産業局、観光コンベンション局）における措置</b>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第2節 農林水産業の再建支援</b>	<b>第2節 農林水産業の再建支援</b>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
242	1 県（ <b>農林水産部</b> ）における措置	1 県（ <b>農業水産局、農林基盤局</b> ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第5編 東海地震に関する事前対策</b>	<b>第5編 東海地震に関する事前対策</b>	
	<b>第2章 地震災害警戒本部の設置等</b>	<b>第2章 地震災害警戒本部の設置等</b>	
	<b>第1節 地震災害警戒本部の設置等</b>	<b>第1節 地震災害警戒本部の設置等</b>	
246	1 県（防災局）における措置	1 県（防災 <b>安全局</b> ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達</b>	<b>第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達</b>	
247	3 県（防災局、各 <b>部局</b> ）及び市町村の内部伝達、住民等への伝達	3 県（防災 <b>安全局</b> 、各局）及び市町村の内部伝達、住民等への伝達	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第3節 警戒宣言発令時等の広報</b>	<b>第3節 警戒宣言発令時等の広報</b>	
247	1 県（防災局、関係 <b>部局</b> ）における措置	1 県（防災 <b>安全局</b> 、関係局）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b>	<b>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b>	
	<b>第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保</b>	<b>第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保</b>	
252	1 県（防災局、 <b>農林水産部、産業労働部、健康福祉部、建設部</b> ）における措置	1 県（防災 <b>安全局、農業水産局、農林基盤局、経済産業局、保健医療局、建設局、建築局</b> ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</b>	<b>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</b>	
253	1 県（防災局、 <b>建設部、農林水産部、健康福祉部</b> ）における措置  （略） 3 水道事業者等における措置 （略） （3）下水道管理者 下水道管理者（県（ <b>建設部</b> ）及び市町）は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。	1 県（防災 <b>安全局、建設局、農業水産局、保健医療局</b> ）における措置  （略） 3 水道事業者等における措置 （略） （3）下水道管理者 下水道管理者（県（ <b>建設局</b> ）及び市町）は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第4章 発災に備えた直前対策</b>	<b>第4章 発災に備えた直前対策</b>	
	<b>第1節 避難対策</b>	<b>第1節 避難対策</b>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考																
262	<p><b>2 県（防災局、関係部局）における措置</b></p> <p>(1) 市町村が行う避難対策への協力</p> <p>県は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の事項について市町村に協力するものとする。</p> <p>ア 県の管理する施設を避難所、避難場所として開設する際の協力</p>	<p><b>2 県（防災安全局、関係局）における措置</b></p> <p>(1) 市町村が行う避難対策への協力</p> <p>県は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の事項について市町村に協力するものとする。</p> <p>ア 県の管理する施設を避難所、避難場所として開設・開放する際の協力</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>																
<b>第 2 節 消防、浸水等対策</b>		<b>第 2 節 消防、浸水等対策</b>																	
264	<p><b>2 県（防災局、建設部、農林水産部、関係部局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 その他の管理者における措置</b></p> <p><u>愛知県水防計画に位置づけられた水防上重要な施設の管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、地震発生時の安全な避難及び二次災害防止を図るため、巡回監視、土嚢の準備などの必要な対策を講ずる。</u></p>	<p><b>2 県（防災安全局、建設局、農林基盤局、関係局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>水防上重要な施設の樋門等及び防潮扉等の操作規則の更新</p>																
<b>第 4 節 道路交通対策</b>		<b>第 4 節 道路交通対策</b>																	
266	<p><b>1 県公安委員会における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 交通規制の内容</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 第 1 次</p> <p>a 強化地域規制</p> <p>次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>流入を制限する IC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路</td> <td><u>一宮線全 IC、小牧線小牧北 IC 及び小牧南 IC を除く</u>全 IC</td> </tr> <tr> <td>知多半島道路</td> <td>全 IC</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	路線名	流入を制限する IC	(略)	(略)	名古屋高速道路	<u>一宮線全 IC、小牧線小牧北 IC 及び小牧南 IC を除く</u> 全 IC	知多半島道路	全 IC	<p><b>1 県公安委員会における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 交通規制の内容</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 第 1 次</p> <p>a 強化地域規制</p> <p>次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>流入を制限する IC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路</td> <td>全 IC</td> </tr> <tr> <td>知多半島道路</td> <td>全 IC</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	路線名	流入を制限する IC	(略)	(略)	名古屋高速道路	全 IC	知多半島道路	全 IC	<p>他計画等との整合性のため修正</p>
路線名	流入を制限する IC																		
(略)	(略)																		
名古屋高速道路	<u>一宮線全 IC、小牧線小牧北 IC 及び小牧南 IC を除く</u> 全 IC																		
知多半島道路	全 IC																		
路線名	流入を制限する IC																		
(略)	(略)																		
名古屋高速道路	全 IC																		
知多半島道路	全 IC																		

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考																								
	<p style="text-align: center;"><b>広域交通検問所</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名 称</th> <th style="width: 33%;">住 所</th> <th style="width: 33%;">道 路 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小牧東インター</td> <td>小牧市大字野口</td> <td>中央道（西宮線）</td> </tr> <tr> <td>名古屋西インター</td> <td>あま市七宝町</td> <td>東名阪自動車道</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 広域的な避難場所の周辺道路                      避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、<u>一方通行及び</u>  <u>指定方向外進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認                      ア 緊急輸送車両の確認                      (略)                      イ 緊急輸送車両の確認<u>申請</u>                      (略)</p> <p><b>2 県（防災局、建設部、関係部局）、県公安委員会及び道路管理者における措置</b></p>	名 称	住 所	道 路 名	(略)	(略)	(略)	小牧東インター	小牧市大字野口	中央道（西宮線）	名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道	<p style="text-align: center;"><b>広域交通検問所</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名 称</th> <th style="width: 33%;">住 所</th> <th style="width: 33%;">道 路 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小牧東インター</td> <td>小牧市大字野口</td> <td>中央<u>自動車道</u>（西宮線）</td> </tr> <tr> <td>名古屋西インター</td> <td>あま市七宝町</td> <td>東名阪自動車道</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 広域的な避難場所の周辺道路                      避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、指定方向外                      進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認                      ア 緊急輸送車両の確認                      (略)                      イ 緊急輸送車両の確認<u>届出</u>                      (略)</p> <p><b>2 県（防災安全局、建設局、関係局）、県公安委員会及び道路管理者における措置</b></p>	名 称	住 所	道 路 名	(略)	(略)	(略)	小牧東インター	小牧市大字野口	中央 <u>自動車道</u> （西宮線）	名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道	<p>表記の整理</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
名 称	住 所	道 路 名																									
(略)	(略)	(略)																									
小牧東インター	小牧市大字野口	中央道（西宮線）																									
名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道																									
名 称	住 所	道 路 名																									
(略)	(略)	(略)																									
小牧東インター	小牧市大字野口	中央 <u>自動車道</u> （西宮線）																									
名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道																									
	<b>第 5 節 鉄道</b>	<b>第 5 節 鉄道</b>																									
272	<p><b>9 名古屋臨海高速鉄道株式会社における措置</b></p> <p>(2) 警戒宣言発令時                      ア 列車の運転                      (ア) 列車の運転を中止する。                      (イ) 運転中の列車は最寄り駅まで運転し、以後運転を中止する。  <u>イ 電車線の停電</u>  <u>列車の避難、留置等所定の処置が終わった後、原則として送電を停止するものとする。</u>  <u>ウ 旅客への案内</u>                      駅・車内放送及び掲示により、警戒宣言が発せられ列車の運転を休止している旨を案内する。</p>	<p><b>9 名古屋臨海高速鉄道株式会社における措置</b></p> <p>(2) 警戒宣言発令時                      ア 列車の運転                      (ア) 列車の運転を中止する。                      (イ) 運転中の列車は最寄り駅まで運転し、以後運転を中止する。  <u>イ 旅客への案内</u>                      駅・車内放送及び掲示により、警戒宣言が発せられ列車の運転を休止している旨を案内する。</p>	<p>表記の整理</p>																								
	<b>第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</b>	<b>第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</b>																									
275	<p><b>2 県（健康福祉部、企業庁）における措置</b></p>	<p><b>2 県（保健医療局、企業庁）における措置</b></p>	<p>愛知県の組織再</p>																								



地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
			編に伴う修正
	<b>第10節 生活必需品の確保</b>	<b>第10節 生活必需品の確保</b>	
277	<p>1 国、県（防災局、<b>農林水産部</b>、<b>産業労働部</b>）及び市町村における措置 （略）</p> <p>2 県（防災局、<b>関係部局</b>）及び市町村における措置</p>	<p>1 国、県（防災<b>安全局</b>、<b>農業水産局</b>、<b>経済産業局</b>）及び市町村における措置 （略）</p> <p>2 県（防災<b>安全局</b>、<b>関係局</b>）及び市町村における措置</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第11節 金融対策</b>	<b>第11節 金融対策</b>	
278	<p>1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置 （略）</p> <p>(1) 預金取扱金融機関への措置 ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応 （略） （イ）発災後の応急措置 発災後の預金取扱金融機関の応急措置については、第4編第1章第2節1(2)アに基づき、適時、的確な措置を講ずる。 （略）</p> <p>(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置 ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者の警戒宣言時の対応 （イ）発災後の保険会社及び少額短期保険業者の応急措置については、第4編第1章第2節1(2)イに基づき、適時、的確な措置を講ずる。 （略）</p> <p>2 県（<b>産業労働部</b>、<b>農林水産部</b>）における措置</p>	<p>1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置 （略）</p> <p>(1) 預金取扱金融機関への措置 ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応 （略） （イ）発災後の応急措置 発災後の預金取扱金融機関の応急措置については、第4編第5章第3節1(2)アに基づき、適時、的確な措置を講ずる。 （略）</p> <p>(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置 ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者の警戒宣言時の対応 （イ）発災後の保険会社及び少額短期保険業者の応急措置については、第4編第5章第3節1(2)イに基づき、適時、的確な措置を講ずる。 （略）</p> <p>2 県（<b>経済産業局</b>、<b>農業水産局</b>）における措置</p>	表記の修正
	<b>第15節 緊急輸送</b>	<b>第15節 緊急輸送</b>	
280	<p>1 県（防災局、<b>関係部局</b>）、市町村及び関係機関における措置 （略）</p> <p>2 県（防災局、<b>関係部局</b>）における措置</p>	<p>1 県（防災<b>安全局</b>、<b>関係局</b>）、市町村及び関係機関における措置 （略）</p> <p>2 県（防災<b>安全局</b>、<b>関係局</b>）における措置</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第5章 県が管理又は運営する施設に関する対策</b>	<b>第5章 県が管理又は運営する施設に関する対策</b>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成30年5月修正）	修正原案（令和元年6月修正予定）	備考
	<b>第1節 道路</b>	<b>第1節 道路</b>	
284	県（ <b>建設部</b> ）における措置	県（ <b>建設局</b> ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第2節 河川及び海岸</b>	<b>第2節 河川及び海岸</b>	
285	<p>県（<b>建設部、農林水産部</b>）における措置</p> <p>(1) 被害予測で津波による重大な被害が予測される地区においては、河川及び海岸管理施設の管理上の対応について、あらかじめ定めるものとする。</p> <p><u>(2) 県は、東海地震注意情報が発表された段階から、(1)に定めた対応を行うものとする。</u></p> <p><u>堤防、排水機場・水門等のうち、特に重要な施設では、直後の点検、応急復旧が実施できる準備をあらかじめ定めるものとする。</u></p>	<p>県（<b>建設局、農林基盤局</b>）における措置</p> <p>(1) 被害予測で津波による重大な被害が予測される地区においては、河川及び海岸管理施設の管理上の対応について、あらかじめ定めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>水防上重要な施設の樋門等及び防潮扉等の操作規則の更新</p>
	<b>第3節 港湾・漁港</b>	<b>第3節 港湾・漁港</b>	
285	県（ <b>建設部、農林水産部</b> ）における措置	県（ <b>建設局、農林基盤局</b> ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第4節 空港</b>	<b>第4節 空港</b>	
286	県（ <b>振興部</b> ）における措置	県（ <b>建設局</b> ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第5節 不特定かつ多数の者が出入りする施設</b>	<b>第5節 不特定かつ多数の者が出入りする施設</b>	
286	県（ <b>関係部局</b> ）における措置	県（ <b>関係局</b> ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第6節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置</b>	<b>第6節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置</b>	
288	<p>(略)</p> <p>(4) 強化地域内市町村の防災計画が定める緊急避難場所、避難所又は応急救護所が置かれる県立学校等の管理者は、第5節2に掲げる措置をとるとともに、市町村が行う緊急避難場所、避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 強化地域内市町村の防災計画が定める緊急避難場所、避難所又は応急救護所が置かれる県立学校等の管理者は、第5節2に掲げる措置をとるとともに、市町村が行う緊急避難場所、避難所又は応急救護所の開放・開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</p>	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
	<b>第6章 他機関に対する応援要請</b>	<b>第6章 他機関に対する応援要請</b>	
	<b>第1節 防災関係機関に対する応援要請等</b>	<b>第1節 防災関係機関に対する応援要請等</b>	
289	2 県（ <b>防災局、関係部局</b> ）における措置	2 県（ <b>防災安全局、関係局</b> ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 30 年 5 月修正）	修正原案（令和元年 6 月修正予定）	備考
			編に伴う修正
	<b>付録</b>	<b>付録</b>	
293	別添（修正前）参照	別添（修正後）参照	国の検討結果に伴う修正

## 付録

「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表に伴う本県の対応については、当面の間は以下のとおりとすることとし、国が「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」等を修正する際、見直すこととする。

## &lt;本県の対応&gt;

項目	対応
情報の収集及び伝達	適宜必要な情報の収集に努め、各市町村及び県関係機関へ必要な情報を伝達する。
県民への呼びかけ	県民に対して、日頃からの備え（家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄等）の再確認を呼びかける。
庁内会議の開催	必要に応じて、情報共有を目的とする庁内会議を開催する。
施設の点検	県の所管する施設のうち、防災上重要な施設や県民が利用する施設を必要に応じて点検し、地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。
非常配備態勢	気象庁から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、災害対策本部の設置等必要な体制を執る。

## &lt;参考 「南海トラフ地震に関連する情報」&gt;

## 1 経緯

- 気象庁は、国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の最終報告書（平成 29 年 9 月 26 日）を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を平成 29 年 11 月 1 日より開始した。

## 2 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

- 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行う。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象※が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</li> <li>○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</li> </ul>
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※ 南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査を開始する対象となる現象

気象庁は、国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成 29 年 9 月 26 日）を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を平成 29 年 11 月 1 日より開始した。「南海トラフ地震に関連する情報」の発表に伴う本県の対応については暫定的に以下（＜本県の対応＞）のとおりとしている。

また、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成 30 年 12 月 25 日）に基づき内閣府及び消防庁から「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第 1 版）」（以下「ガイドライン」）が公表された（平成 31 年 3 月 29 日）。

国の「防災基本計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の修正を踏まえ、ガイドラインを参考に愛知県地域防災計画を見直すこととする。

### ＜本県の対応＞

項目	対応
情報の収集及び伝達	適宜必要な情報の収集に努め、各市町村及び県関係機関へ必要な情報を伝達する。
県民への呼びかけ	県民に対して、日頃からの備え（家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄等）の再確認を呼びかける。
庁内会議の開催	必要に応じて、情報共有を目的とする庁内会議を開催する。
施設の点検	県の所管する施設のうち、防災上重要な施設や県民が利用する施設を必要に応じて点検し、地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。
非常配備態勢	気象庁から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、災害対策本部の設置等必要な体制を執る。

### ＜参考 南海トラフ地震に関連する情報について＞

#### 1 経緯

- 気象庁は、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成 30 年 12 月 25 日）を踏まえて、南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について発表する情報の名称を、以下のとおり決定した（平成 31 年 3 月 29 日）。

#### 2 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件（令和元年 5 月 31 日より提供開始）

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報※	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

※「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう防災対応等を示すキーワード（「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」）を付記して発表される。

## <参考 ガイドライン概要>

### 1 防災対応の基本的な考え方

- 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」するという考え方が重要である
- 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要である

### 2 大規模地震の発生可能性が高まったと判断できるケースの防災対応の考え方

	半割れ/被害甚大ケース (大規模地震 M8.0 以上)	一部割れ/被害限定ケース (前震可能性地震 M7.0 以上 M8.0 未満)	ゆっくりすべり/被害なしケース
特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南海トラフ沿いにおける「半割れケース」を含む大規模地震の発生頻度は100～150年程度に一度</li> <li>・ 南海トラフ沿いの大規模地震のうち直近2事例は、それぞれ約2年、約32時間の時間差をもって連続してM8以上の地震が発生</li> <li>・ 世界の事例では、M8.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南海トラフ沿いにおける発生頻度は15年程度に1度</li> <li>・ 南海トラフ沿いにおける「一部割れケース」に相当する地震の直近7事例では、その後大規模地震が発生した事例はない</li> <li>・ 世界の事例では、M7.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラスの地震が発生する頻度は数百回に1回程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南海トラフでは前例のない事例</li> <li>・ 現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない</li> </ul>
社会の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地域では、応急対策活動を実施</li> <li>・ 被災地域以外では、大きな被害は発生しないものの、沿岸地域では大津波警報・津波警報が発表され、住民は避難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震源付近の地域では大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では避難</li> <li>・ 「半割れケース」と比較して、大きな被害は発生しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南海トラフでは前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている</li> </ul>
住民の対応	<p>沿岸域等の避難を前提とした防災対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難</li> <li>・ 地震発生後の避難では間に合わない可能性がある地域の要配慮者は避難し、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難</li> <li>・ それ以外の地域の住民は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる</li> </ul>	<p>地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）</li> </ul>	<p>地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる</li> </ul>
企業の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施</li> <li>・ 大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施</li> <li>・ それ以外の企業についても、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる</li> </ul> <p>※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日頃からの地震への備えを再確認する等</li> </ul> <p>※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日頃からの地震への備えを再確認する等</li> </ul> <p>※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り実施</p>
最も警戒する期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1週間を基本</li> <li>・ その後、「一部割れケース」の防災対応を1週間取ることを基本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1週間を基本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで</li> </ul>